

令和 8 年 度 事 業 計 画（変更）

1. 非常災害廃棄物の処理に係る事業

（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第7条第1項第5号及び第6号に掲げる事業及びこれらに附帯する事業）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）の施行により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第23条の2の2に係る非常災害廃棄物に関する事業の追加を受けて、国の委託等により事業を実施するため、今年度の事業計画に所要の追加を行う。

具体的には、市町村又は都道府県に対し、非常災害廃棄物の処理の方策に関する提案、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他の非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な援助を行う。また、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の市町村及び都道府県に対する提供並びに調査研究及び技術開発を行う。

（1）事業の実施の方法及び所要資金の額

（単位：百万円）

事業区分	事業の概要	所要資金の額※
非常災害廃棄物の処理に係る事業	非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の市町村及び都道府県に対する提供並びに調査研究及び技術開発を行うとともに、市町村又は都道府県に対し必要な援助を行う。	539

※ 災害発生時については、国及び被災自治体と調整を行い、必要に応じて、所要資金の額の追加を行う。